

議員提出議案第2号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年6月1日

提出者	杉並区議会議員	くすやま	美紀
	同	上保	まさたけ
	同	金子	けんたろう
	同	富田	たく

杉並区議会議長 大熊 昌巳 様

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の次に次の1条を加える。

（多子世帯に係る保険料の均等割額の特例）

第8条 当分の間、平成30年度以降における年度の初日の前日において、18歳未満である被保険者（納付義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に3人以上属する場合における当該被保険者（年齢が1番目に高い者及び2番目に高い者を除く。）に係る第13条の4、第14条の5、第14条の10及び第14条の13の被保険者均等割額は、第14条の4第1項第2号及び第14条の12第1項第2号の規定にかかわらず、賦課しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この条例による改正後の杉並区国民健康保険条例附則第8条の規定は、平成30年度分以降の保険料から適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第3子以下の子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、多子世帯の経済的負担を軽減する必要があるため。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(多子世帯に係る保険料の均等割額の特例)</u></p> <p>第8条 当分の間、平成30年度以降における年度の初日の前日において、<u>18歳未満である被保険者（納付義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に3人以上属する場合における当該被保険者（年齢が1番目に高い者及び2番目に高い者を除く。）に係る第13条の4、第14条の5、第14条の10及び第14条の13の被保険者均等割額は、第14条の4第1項第2号及び第14条の12第1項第2号の規定にかかわらず、賦課しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第7条 略</p>